

### プランの主な変更点について

No	章	項	頁	変更点	理由
1	2	1	3	支援組織から「安否確認者」を削った。	個別計画において、安否確認者には善意に基づきなつていただくのであって、支援組織に位置付けることは責任や義務を負うという誤解を招きかねないため。
2	2	2	4	避難行動要支援者名簿の概要について、平常時の支援組織の役割を整理した。なお、個別計画の作成については、18頁以降に記載した。	プランを配布したところ、障がい当事者団体等から分かりにくいというご意見をいただいたため。
3	2	4	7	(1)名簿作成に必要な個人情報として「町会・自治会・マンション等管理組合・防災会」を削った。	現状では名簿情報として「町会・自治会・マンション等管理組合・防災会」に関する情報を管理していないため、削った。
4	2	6	8、9	8の(1)の記載事項を6に移動させるとともに、(2)災害時の場合について、国の通知に従った提供先に改めた。	災害時に救助活動を行うに当たって自衛隊の部隊や障がい者団体等に名簿情報を提供することは重要であると考えたため。また、法律の解釈としても、災害時にこれらの団体に提供することが認められているため。

No	章	項	頁	変更点	理由
5	2	7	9	「町会・自治会・マンション等管理組合・防災会」を削った。また、1年に1回名簿情報を更新する対象として要支援者のうち高齢者に限定した。	・現状では名簿情報として「町会・自治会・マンション等管理組合・防災会」に関する情報を管理していないため、削った。 ・民児協が実施する高齢者実態調査により1年に1回名簿情報を更新しているため、対象者を高齢者に限定した。
6	2	8	9	「(1)名簿の提供を行う場合」の記載事項を6の名簿提供の範囲に移動した。	「(1)名簿の提供を行う場合」の記載事項は、6の名簿提供の範囲に記載することが適切であるため。
7	2	8	10	(2)キとして、個人情報保護に関する研修の実施の記載を追加した。	市と地域見守り活動支援対象者名簿情報の提供に関する協定を締結した支援組織である町会・自治会については役員が年度ごとに変更する町会・自治会がある。名簿を管理し、取り扱う役員には個人情報の保護に関する研修を実施する必要があるため。
8	2	9	11、12	(2)発令・伝達手段として、防災無線、固定電話又は携帯電話を追加した。	要支援者への発令・伝達手段として防災無線、電話があるため。
9	2	11	12	(1)平常時の民児協の役割から個別計画のコードィネートを削った。	個別計画の内容の調整は市の職員が電話で行うこととしたため。
10	2	11	14	(6)消防団への依頼事項を追加した。	消防署への依頼事項と消防団への依頼事項とは異なるため。

No	章	項	頁	変更点	理由
11	2	11	14	(8)安否確認者への依頼事項を削った。	安否確認者を支援組織から除いたため。
12	2	14	15	(1)の表にこまえ正吉苑及びこまえ正吉苑二番館を追加した。	平成29年度に新たに災害時における福祉避難所に関する協定を締結したため。
13	2	15	16、17	災害時集合場所の表を変更した。	地域防災計画の改定に伴う変更
14	2	17	18	災害時集合場所における引継ぎ及び見守り体制を変更した。	総合防災訓練を通じて実態に即した内容に変更した。
15	2	17	18	災害時集合場所に家族・親類等がいない場合における要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話について、個別計画の作成時に要支援者及び安否確認者と話し合い、決めるものとしていたが、削った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時集合場所は近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所であるため、当該場所に家族・親類等がいない場合の対応まで個別計画で決める必要がないため。</li> <li>・要支援者に個別計画を作成していただくにあたり、記載することが難しいと考えられる事項整理したため。</li> </ul>
16	2	18	18	災害時集合場所から指定避難所への移送方法について、個別計画の作成時に要支援者及び安否確認者と話し合い、決めるものとしていたが、削った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移送方法については、要支援者とそのご家族で決めていただく事項であるため。</li> <li>・個別計画を作成するにあたり、安否確認者の負担を少なくするため。</li> </ul>
17	2	19	18、19	(3)安否確認者の指定を追加した。	個別計画を作成するにあたり、安否確認者の指定が重要となるが、災害時に安否確認ができないことによって責任を負うことがないのか不安を感じる方もいるものと想定されるため、安否確認者の立場を明確にした。

No	章	項	頁	変更点	理由
18	2	19	19	(5)策定の支援について市とコーディネーターの役割を整理した。	個別計画の内容の調整は市の職員が電話で行うこととし、コーディネータはそれに協力することとしたため。
19	2	19	19、20	(6)策定方法について、個別計画を要支援者が作成した後、当該個別計画を安否確認者に提供する方法について、複写式の個別計画に記入をしていただき、記入していただいた個別計画を要支援者から安否確認者に渡していただく方式に変更した。	安否確認者を支援組織から外し、個人情報が記載されている個別計画を安否確認者に提供する方法としては、本人から提供していただくことが個人情報保護の点からも適切であるため。
20	2	19	20、21	個別計画の策定に当たり、記載事項が空欄だった場合や個別計画が返送されなかつた場合の対応について変更した。	個別計画の内容の調整は市の職員が電話で行うこととしたため。
21	2	19	21	(6)個別計画の策定方法について 75 歳以上の一人暮らしの世帯、75 歳以上ののみの世帯、障害者手帳3級若しくは4級又は3度若しくは4度取得者、要介護1、2の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない方等については、アからエまでの原則的な方法以外に、手上げ方式(随時)による策定方法を追加した。	個別計画を郵送で策定するにあたり、返信率、記入率等が予想できないため、段階的に策定することとした。今年度は重度の障がい者や要介護3以上の高齢者について優先して行うこととした。それ以外の要支援者については次年度以降策定していくが、今年度についても手上げをしていただければ作成することとした。

No	章	項	頁	変更点	理由
22	2	19	21	(7)個別計画の更新方法について、民児協で1年ごとに実施する高齢者実態調査の際行つていただけ更新以外については、更新の期限を1年又は2年ごとから隨時に変更した。	更新方法については、改めて、民児協、社協及び福祉事業所と協議を行つていくが、現状では支援組織の負担も考えて、期限を明示しないこととした。
23	3	1	23、24	福祉避難所に指定された施設のうち幼稚園については、具体的な設置場所を明示するとともに、収容可能人数を変更した。新たな福祉避難所としてこまえ正吉苑及びこまえ正吉苑二番館を追加した。	・災害時における福祉避難所に関する協定によれば、施設の一部が福祉避難所に指定されているため。 ・平成29年度に新たに災害時における福祉避難所に関する協定を締結したため。
24	3	2	33	(2)キで物資、資機材の確保の手段として、物資、資機材の事業者との協定の締結を加えるとともに、保管するストーマ装具等の日常生活用具の検討に関する記述を追加した。	・保管スペースに限りがあることから、確保の手段を増やす必要があるため。 ・ストーマ装具等の日常生活用具については、医師の作成する書類が必要なもの等があるとともに、サイズ等も用具によって異なるため、日ごろからご本人が準備していただく用具との切り分けが必要なため。
25	3	3	47、48	(4)でヘルプマーク、ヘルプカード、障がい者用ベスト等の災害用グッズの普及の記述を追加した。	災害時における要支援者又は要配慮者の支援に関する市民への理解を進めるために追加した。
26	資料集	【資料1】	49、50	狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書を狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書兼個別計画書に変更した。	個別計画の作成に伴い、様式を整理したため。